

2013.10.18

祖父母から孫へ

教育資金贈与、4万件突破

祖父母から孫への教育資金贈与の非課税制度を活用した「教育資金贈与信託」が好調を維持している。信託協会が17日に発表した9月末時点の契約数は4万162件、契約金額は2607億円に達した。制度が始まった4月の3797件、245億円から半年で10倍以上に増加した。高齢者に偏る家計金融資産が子育て

世代に移れば、消費活性化につながりそうだ。同協会が大手信託銀行など6社の契約状況をまとめ、新制度では、30歳未満の子や孫への教育資金の贈与なら1人当たり1500万円まで非課税になる。ただ、使い道によっては非課税にならない場合がある。例えば、学校の授業料や入学金は認められるが、下宿

開始半年、2600億円に

代は課税対象となる。学習塾で使うテキストも、塾で購入すれば非課税だが、一般の書店で購入した場合は対象にならない。

手数料を無料にしているため「贈与信託自体は赤字商品」（大手信託）との声が多い。各行は贈与を受けた子や孫が就職した際に給与振込口座として利用してもらうなど、若年層との取引拡大を狙う。祖父母向けに遺言信託や資産運用ビジネスにも力を入れる。